

株主各位

第21回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

- ① 主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、取締役及び監査役、社外役員に関する事項、業務の適正を確保するための体制… 1頁
- ② 連結株主資本等変動計算書 …………… 28頁
- ③ 連結注記表 …………… 29頁
- ④ 株主資本等変動計算書 …………… 48頁
- ⑤ 個別注記表 …………… 49頁

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする154社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主として国内コンビニエンスストア事業及び海外コンビニエンスストア事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名及び会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
国内コンビニエンスストア事業 (9社)	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社セブン・イレブン・沖縄 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブンネットショッピング 株式会社セブン・ミールサービス、タワーベーカリー株式会社※1
海外コンビニエンスストア事業 (133社)	7-Eleven, Inc.、SEJ Asset Management & Investment Company SEI Speedway Holdings, LLC、Speedway LLC 7-Eleven International LLC、AR BidCo Pty Ltd Convenience Group Holdings Pty Ltd、7-Eleven Stores Pty Ltd CONVENIENCE HOLDINGS PTY LTD、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. セブン・イレブン（中国）投資有限公司、セブン・イレブン北京有限公司 セブン・イレブン成都有限公司、セブン・イレブン天津商業有限公司 山東衆邸便利生活有限公司※1
スーパースタア事業 (2社)	株式会社BCJ-95※1
金融関連事業 (3社)	株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブンCSカードサービス、株式会社セブン銀行※1
その他の事業 (5社)	S p i r e X株式会社※2、株式会社テルベ 株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメント タワーレコード株式会社※1、ぴあ株式会社※1
全社 (1社)	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター

(注)1. タワーベーカリー株式会社、山東衆邸便利生活有限公司、株式会社BCJ-95、株式会社セブン銀行、タワーレコード株式会社及びぴあ株式会社は関連会社であります。

2. S p i r e X株式会社は2025年11月16日付で株式会社セブン&アイ・ネットメディアから商号変更しております。

主要な営業所（2026年2月28日現在）

1. 当社

本店 東京都千代田区二番町8番地8

2. 重要な子会社

(1)国内コンビニエンスストア事業

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

本店 東京都千代田区二番町8番地8

自営店舗 158店舗

(2)海外コンビニエンスストア事業

7-Eleven, Inc.

本店 米国テキサス州

自営店舗 5,432店舗

(注) 7-Eleven, Inc.の自営店舗数は2025年12月末現在の店舗数であります。

従業員の状況（2026年2月28日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減	
国内コンビニエンスストア事業	8,388名	129名	(減)
海外コンビニエンスストア事業	26,048名	7,512名	(減)
スーパーストア事業	0名	11,414名	(減)
金融関連事業	341名	1,546名	(減)
その他の事業	324名	5,213名	(減)
全社（共通）	866名	231名	(減)
合計	35,967名	26,045名	(減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー50,395名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。
4. 海外コンビニエンスストア事業の従業員数の減少は、7-Eleven, Inc.における直営店舗舗数の減少に加え、既存直営店における人員効率の向上に向けた継続的な取り組みに伴うものであります。スーパーストア事業及びその他の事業の従業員数の減少は、株式会社ヨーク・ホールディングス傘下の子会社が連結の範囲から除外されたことに伴うものであります。金融関連事業の従業員数の減少は、株式会社セブン銀行及びその子会社が連結の範囲から除外されたことに伴うものであります。全社（共通）の従業員数の減少は、コンビニエンス事業に注力する事業構造改革の一環として、グループ内における機能再編及び人員配置の最適化を進めていることに伴うものであります。

2. 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢		平均勤続年数	
男性	616名	187名(減)	45歳	11ヶ月	17年	6ヶ月
女性	250名	44名(減)	42歳	11ヶ月	17年	7ヶ月
合計又は平均	866名	231名(減)	45歳	1ヶ月	17年	6ヶ月

- (注) 1. 当社の従業員数は、主として株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー12名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。

主要な借入先の状況（2026年2月28日現在）

借入先	借入額 (百万円)
株式会社国際協力銀行	298,974
株式会社三井住友銀行	200,204
株式会社三菱UFJ銀行	126,676
バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション	65,174
株式会社みずほ銀行	57,225

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、アリマンタション・クシュターール社（以下「クシュターール社」）から、法的拘束力のない買収提案を受けておりましたが、2025年7月、クシュターール社が買収提案を撤回する決定を下したことを確認いたしました。

会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 10,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,604,555,849株
(注) 発行済株式の総数には、自己株式289,783,358株を含んでおります。
3. 株主数 288,198名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	395,433	17.1
伊藤興業株式会社	212,103	9.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	142,434	6.2
日本生命保険相互会社	53,017	2.3
三井物産株式会社	48,667	2.1
JP MORGAN CHASE BANK 385864	47,916	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	46,922	2.0
SMBC日興証券株式会社	38,247	1.7
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	33,864	1.5
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	33,200	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式289,783,358株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」が保有する3,029千株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	405,912株	1名

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、報酬等について業績及び株価との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社が定める子会社（以下「対象子会社」という。）の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする「役員報酬BIP信託」と当社の執行役員及び対象子会社の執行役員を対象とする「株式付与ESOP信託」を導入しております。

2026年2月28日現在において、「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」の保有する当社株式は、それぞれ1,825千株、1,203千株であります。

ご参考：政策保有株式について

政策保有株式については、事業競争力の維持と強化のため、業務提携、取引関係の維持・強化等の合理性があると認める場合を除き、原則として保有しません。保有株については毎年見直しを行い、保有する意義・効果の薄れた株式について、投資先企業の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとします。その他政策保有株式については、当社ウェブサイト（<https://www.7andi.com/ir/management/governance/structure.html#cross>）をご参照ください。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

取締役及び監査役（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏名	会社における担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	伊藤 順 朗	当社指名委員会委員 株式会社ヨーク・ホールディングス取締役会長 株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメント代表取締役社長
代表取締役 社長	スティーブン・ ヘイズ・デिकास	当社指名委員会委員 当社最高経営責任者（CEO） Daiso USA LLC Chairman Hana Group SAS Non-executive Director 7-Eleven, Inc. Director 7-Eleven International LLC Director
代表取締役 副社長	木村 成 樹	当社報酬委員会委員 当社最高管理責任者（CAO） 当社情報管理統括責任者 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 株式会社アインホールディングス社外取締役
取締役	丸山 好 道	当社最高財務責任者（CFO） 当社財務経理本部長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 7-Eleven, Inc. Director 7-Eleven International LLC Director
取締役	脇田 珠 樹	当社報酬委員会委員 当社最高戦略責任者（CSO） 当社経営企画本部長 7-Eleven, Inc. Director 7-Eleven International LLC Director

会社における地位	氏名	会社における担当及び重要な兼職の状況
取締役	八馬 史尚	当社指名委員会委員 当社筆頭独立社外取締役 当社取締役会議長 YKK AP株式会社社外監査役 株式会社SUBARU社外取締役
取締役	井澤 吉幸	当社指名委員会委員 株式会社ニトリホールディングス社外取締役（監査等委員） 三櫻工業株式会社社外取締役
取締役	山田 メユミ (本名：山田芽由美)	当社指名委員会委員長 当社報酬委員会委員 株式会社アイスタイル取締役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
取締役	ポール 与那嶺	当社報酬委員会委員長 株式会社三井住友銀行社外取締役 PayPay株式会社社外取締役（監査等委員） 7-Eleven, Inc. Outside Director
取締役	澤田 貴司	株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン取締役会長 STORES株式会社社外取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役
取締役	秋田 正紀	当社指名委員会委員 当社報酬委員会委員 株式会社松屋取締役会長兼取締役会議長 明治安田生命保険相互会社社外取締役 全国免税店協会会長
取締役	寺澤 達也	一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事長 東洋エンジニアリング株式会社社外取締役
取締役	クリスティン・エドマン	

会社における地位	氏名	会社における担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	石井 信也	監査役会議長
常勤監査役	手島 伸知	株式会社セブン・イレブン・ジャパン監査役
監査役	原 一 浩	公認会計士 税理士
監査役	稲 益 みつこ	弁護士 株式会社NTTデータグループ社外取締役（監査等委員）
監査役	松 橋 香 里 (本名：細谷香里)	公認会計士 ルミナス・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社安川電機社外取締役（監査等委員）

(注)1. 当社は、指名委員会及び報酬委員会（以下、「両委員会」といいます。）を設置し、多様な社外役員の知見等を委員会の審議に活かすとともに、代表取締役、取締役、監査役及び執行役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。多様な社外役員の知見等を委員会の審議に活かしつつ、客観性及び透明性を向上させるため、両委員会では委員長及び過半数の委員を独立社外取締役としております。

また、取締役会の諮問機関たる両委員会における適正手続の確保を重視していることから、監査役がオブザーバーとして、関与しております。

なお、当事業年度においては、「指名委員会」は16回開催されており、スティーブン・ヘイズ・デイカス氏は9回中8回、その他の取締役は出席すべき全ての「指名委員会」に出席しております。また、当事業年度において「報酬委員会」は12回開催されており、いずれも出席すべき委員全員が出席しております。

2. 取締役ジョセフ・マイケル・デピント氏は、2025年3月9日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
3. 取締役ジェニファー・シムズ・ロジャーズ氏は、2025年3月11日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
4. 取締役エリザベス・ミン・マイヤーダーク氏は、2025年3月11日をもって当社の取締役を辞任いたしました。

5. 取締役山田メユミ氏は、2025年6月26日をもってセイノーホールディングス株式会社の取締役を退任いたしました。
6. 取締役ポール与那嶺氏は、2025年11月6日をもってCentral Pacific Financial Corp.及びCentral Pacific BankのDirectorを退任いたしました。
7. 取締役澤田貴司氏は、2026年1月28日をもってセルソース株式会社の取締役を退任いたしました。
8. 取締役八馬史尚、井澤吉幸、山田メユミ、ポール与那嶺、澤田貴司、秋田正紀、寺澤達也及びクリスティン・エドマンの各氏は、社外取締役であります。
9. 取締役伊藤順朗氏、スティーブン・ヘイズ・デイカス氏及び秋田正紀氏は2025年5月27日付で指名委員会委員に就任いたしました。また、取締役木村成樹氏、山田メユミ氏及び秋田正紀氏は2025年5月27日付で報酬委員会委員に就任いたしました。
10. 取締役丸山好道氏は2025年5月27日をもって、指名委員会委員を退任いたしました。また、取締役伊藤順朗氏及び八馬史尚氏は2025年5月27日をもって報酬委員会委員を退任いたしました。
11. 監査役原一浩、稲益みつこ及び松橋香里の各氏は、社外監査役であります。
12. 常勤監査役石井信也及び手島伸知並びに監査役原一浩及び松橋香里の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役石井信也氏は、当社及び当社グループの経営管理部門において、通算29年以上にわたり経営管理業務に従事しておりました。
 - ・常勤監査役手島伸知氏は、当社及び当社グループの財務・経理部門において通算25年以上にわたり財務業務及び経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役原一浩氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役松橋香里氏は、公認会計士の資格を有しております。
13. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
14. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
15. 当社は、各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。但し、各取締役又は監査役が自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

16. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役及び監査役は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役及び執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。但し、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

17. 当事業年度において、取締役会は15回開催されており、いずれも出席すべき取締役全員が出席しております。ジョセフ・マイケル・デピント氏、ジェニファー・シムズ・ロジャーズ氏及びエリザベス・ミン・マイヤーダーク氏の退任前に開催された取締役会は1回であり、各氏は当該取締役会に出席しております。

当事業年度において、監査役稲益みつこ氏は取締役会に15回中14回、その他の常勤監査役及び監査役は出席すべき全ての取締役会に出席しております。また、常勤監査役及び監査役は出席すべき全ての監査役会に出席しております。幅野則幸氏は、退任前に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。

18. 2026年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
執行役員会長	伊 藤 順 朗
執行役員社長	スティーブン・ ヘイズ・デイカス
執行役員副社長	木 村 成 樹
常務執行役員	丸 山 好 道
常務執行役員	脇 田 珠 樹
常務執行役員	石 橋 誠一郎
常務執行役員	西 村 出

地位	氏名
執行役員	奥 誠 司
執行役員	宮 地 信 幸
執行役員	北 村 成 司
執行役員	榎 本 拓 也
執行役員	逸 見 弘 剛
執行役員	戸 田 泰 精
執行役員	小 田 由 紀
執行役員	寺 田 美 穂
執行役員	和瀬田 純 子
執行役員	岡 本 明
執行役員	遠 藤 信一郎
執行役員	浜 田 圭

社外役員に関する事項

1. 社外役員の独立性の基準等

当社は、社外役員を含め、役員の多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人財を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、下記の基準を採用しております。

下記基準は、社外役員の意見も踏まえ、採用しておりますが、他社等が様々な観点から独立性基準を検討されている状況を注視し、今後も継続して検討してまいります。

(1)社外役員の独立性基準

①基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

②独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

(2)独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

(当社の直近事業年度において)

- ・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」
- ・「寄付」については「1千万円未満」

2. 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

氏名	取締役会 出席回数、 出席率	主な発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
八馬 史尚	15回中15回 100%	企業経営、組織マネジメント、マーケティング、サステナビリティに関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
井澤 吉幸	15回中15回 100%	国際的な企業経営、経営管理、財務・会計、サステナビリティ及び資本市場に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
山田 メユミ (本名：山田芽由美)	15回中15回 100%	EC・DX（デジタルトランスフォーメーション）、組織マネジメント、マーケティング、サステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
ポール 与那嶺	15回中15回 100%	DX（デジタルトランスフォーメーション）、組織マネジメント、財務・会計等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
澤田 貴司	11回中11回 100%	小売業の海外展開、フランチャイズビジネス、ブランディング及び財務・会計等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
秋田 正紀	11回中11回 100%	インバウンドビジネス及び「食」への幅広い知見、マーケティング及びリスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
寺澤 達也	11回中11回 100%	国際通商、フランチャイズビジネス、リスクマネジメント及びサステナビリティ等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
クリスティン・ エドマン	11回中11回 100%	グローバルな小売業への幅広い知見とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）及びマーケティング・ブランディング等に関する幅広く高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

氏名	取締役会 出席回数、 出席率	監査役会 出席回数、 出席率	主な発言状況
原 一 浩	15回中15回 100%	22回中22回 100%	財務・会計・税務及びリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識をもって適宜質問し、意見を述べております。
稲 益 みつこ	15回中14回 93.3%	22回中22回 100%	企業法務全般及びリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識をもって適宜質問し、意見を述べております。
松 橋 香 里 (本名：細谷香里)	15回中15回 100%	22回中22回 100%	財務・会計、経営管理及びリスクマネジメントに関する豊富な経験と専門知識をもって適宜質問し、意見を述べております。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役及び常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的又は随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。取締役会を含むこれらのミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社及びグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役及び社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外取締役及び社外監査役より、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行及び会計の監査を、それぞれ行っております。

業務の適正を確保するための体制

1. 企業理念

当社は、「社是」を次のとおり定めております。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えております。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでまいります。

3. 取締役会における決議内容

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言します。これに基づき、当社は、当社グループのコンプライアンス・企業倫理の推進・管理・統括に関する管理体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社グループは、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当

要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施するとともに、当社子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について、各社の内部監査部門等と連携し、確認を行います。
- ④ 当社グループの監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および関連する社内規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括するための体制を構築・整備・運用し、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り会および監査役に報告を行います。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループにおける経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するための体制を構築・整備・運用します。
- ② 当社グループ各社の取締役会、取締役、業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 当社は、事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社グループにおける損害を最小限に抑えるため、対策本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の

責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。

- ③ 当社の取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況について、定期的に当社の取締役会および監査役に報告する体制を整備します。
- ② 当社は、子会社の重要な意思決定事項に関し、当社の取締役会などによる承認対象項目および手順を定め、子会社の管理体制を確立します。
- ③ 当社は、子会社の当社に対する報告対象項目および手順を定め、子会社との連携体制を確立します。

(6) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社子会社の内部監査部門等と連携し、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会との協議の上で人数を決定し、専任の使用人を置くものとします。

(8) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(9) 当社監査役への報告に関する体制

① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

③ 内部通報制度を通じた当社監査役への報告体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、当社の定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況を当社監査役に報告するものとします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを受けることがないよう、社内規程に明記します。また、当社子会社各社に対しても、同様に、前号の報告をした者が各社において不利な取り扱いを受けることがないよう周知徹底します。

(11) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。また、当社は、監査費用の前払または償還について社内規程に基づき、処理します。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。

③ 当社の監査役は、当社子会社各社の監査役等と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、13名の取締役（うち8名は独立社外取締役/男性11名、女性2名）で構成されており、原則月1回開催しております。当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は19名（男性16名、女性3名）で構成されております。なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

当社では、取締役会で定めるべき事項を取締役会規則、決裁権限規程等に定めており、会社法及び当該社内規則等に定める事項につき、取締役会において決定することとしております。また、決裁権限規程等において、代表取締役社長が決定する範囲等について明確に定めており、経営における意思決定プロセス及び責任体制の明確化を図るとともに、合理的な権限の委譲による意思決定の迅速化を図っております。

当社取締役会は、当事業年度は15回開催され、当社及び当社グループ各社における重点経営目標及び予算配分等を定め、当社の取締役及び業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性及び健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役/男性3名、女性2名）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しております。

(2) 内部監査部門における取り組み

当社は、独立した内部監査部門として、監査室を設置しており、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、持株会社である当社自体の監査に加え、グループ全体の監査機能の充実、強化を図るため、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社内部監査の確認あるいは直接監査を実施しております。

(3) 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査

室及び監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役及び監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会等において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室及び監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告及び資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取り組み

当社は、代表取締役のもとに「サステナビリティ委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

●サステナビリティ委員会

当社は、社会課題の解決に貢献し、社会と当社グループの持続的成長を目指すため、事業活動を通じた当社グループ全体のサステナビリティ活動の推進・管理・統括を目的としたサステナビリティ委員会をサステナビリティ基本規程に基づき設置しております。また、ステークホルダーの期待や要請に対応するために特定した重点課題（マテリアリティ）の解決及びコンプライアンスのさらなる徹底に資する事業活動を推進するために、同委員会傘下に具体的な施策の検討・推進を担う下部組織として5つの部会を設け、課題の解決並びに未然防止に取り組んでいます。

サステナビリティ委員会では、当社グループが取り組むべき重点課題の解決等を図るため、当該課題ごとに、気候変動や資源の枯渇などの環境負荷低減を「環境部会」、人権や環境に配慮した健全なサプライチェーンの構築と商品・サービスにおける安全性の確保と品質向上を「サプライチェーン部会」、社是・企業行動指針の周知徹底・働きがいのある

職場づくり、多様な人財の活躍推進・労働環境の改善を「企業行動部会」、コンプライアンス・内部統制の強化を「コンプライアンス部会」、事業特性・経営資源を活かして本業を通じた社会課題起点の新規事業の企画・立案・実行を「社会価値創造部会」が担い、グループ横断的な具体的課題の改善施策の立案・展開を行っております。

これらの部会の活動を通して、コンプライアンスの更なる徹底及びステークホルダーに係る重点課題（マテリアリティ）の解決に資する事業活動を推進するとともに、サステナビリティの視点から社会と当社グループ双方の持続可能な発展を目指してまいります。

なお、サステナビリティに関するガバナンスを強化するため、当社グループにおけるサステナビリティ推進体制の見直しを検討しています。

● リスクマネジメント委員会

当社及び当社グループ各社では、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会は、各リスク管理統括部署より自社のリスク管理状況に関する報告を受け、リスクの網羅的な把握、その評価・分析及び対策について協議し、今後の方向性を定めております。

近年は、当社グループの内部環境の変化に加えて、地政学リスクやESG関連リスクの高まりなど、外部環境の様々な変化による事業活動への影響が大きくなっています。これらの変化に対応するため、短期的なリスクだけでなく、中長期的なリスクも考慮したリスク管理に取り組んでおります。さらに、各種リスクを重要性、共通性等の観点から優先度の高いリスクを特定し、当社と当社グループ各社における役割と責任を明確化することで、グループ全体のリスク管理の実効性を高めております。

● 情報管理委員会

当社は、当社グループの役職員が知得、作成又は保有する業務に関する情報について、情報管理基本規程に基づき、情報管理統括責任者を委員長とする情報管理委員会のもと、情報の取り扱いに関するリスクの分析、評価及び対策を講じております。

当事業年度においては、前事業年度に引き続き、情報収集・管理体制の強化に努め、当社グループ各社の重要情報を適時・適切に収集し、協働して対処する体制を強化するとともに、その情報を一元的に管理し、経営及び関連部門へ遺漏・遅滞なく報告する体制の強化に取り組みました。

また、情報セキュリティや個人情報保護を取り巻く法規制及びガイドラインの遵守とともに、日々巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対応のため、情報の取り扱い手続きの見直し、委託先管理の強化、役職員への教育や訓練、及び不審な通信を早期に把握する体制の整備など、情報セキュリティ管理体制を強化し、組織的、人的、物理的、技術的安全管

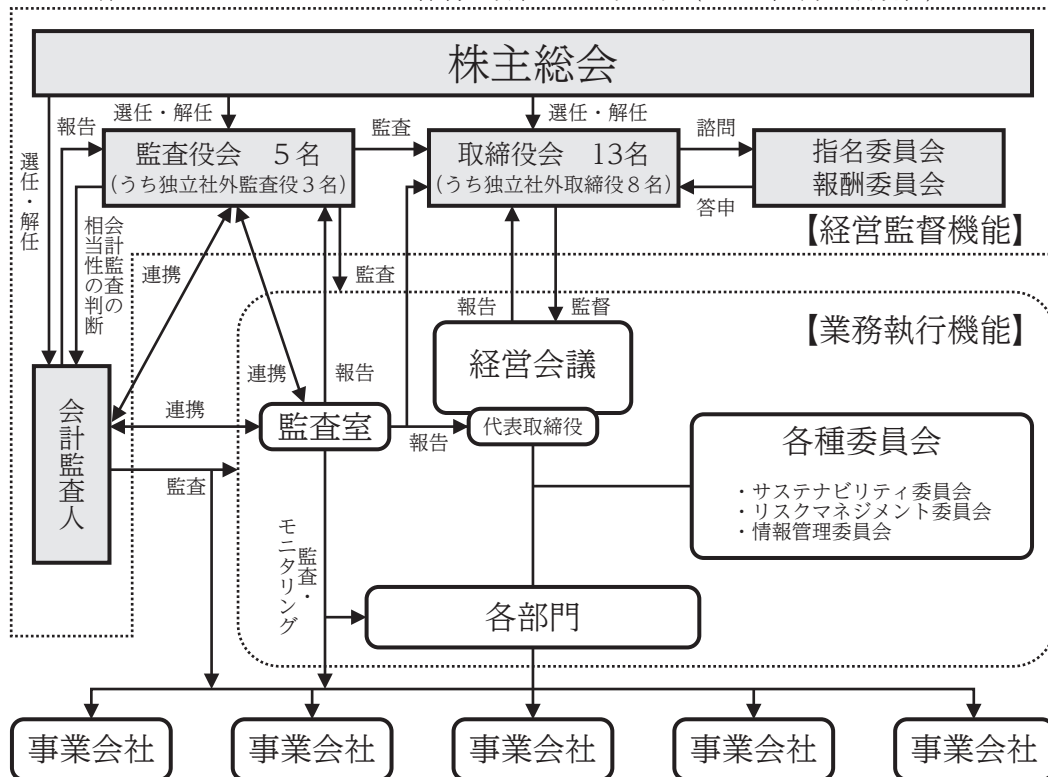
理対策の高度化を推進しています。

さらに、社内規程である「インサイダー取引防止規則」の周知及びインサイダー取引の未然防止を図り、重要事実等の情報の取り扱いを適正に行うべく、インサイダー取引防止に関わる社内研修を当社グループ役員に対し実施しております。

これらの取り組みは情報管理委員会を通じて、当社グループ各社に展開し方向づけを行うとともに、モニタリング、評価を行うことで当社グループ各社の自律的、継続的な推進を支援し、情報管理におけるガバナンスの強化に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです（2026年2月28日現在）。



※2026年4月16日現在、取締役会は13名、うち独立社外取締役は8名です。

ご参考：取締役会の実効性評価

<https://www.7andi.com/ir/management/governance/board.html#evaluation>

連結株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	50,000	293,455	2,722,170	△17,108	3,048,517
会計方針の変更による 累積的影響額			5,766		5,766
会計方針の変更を反映した 当期首残高	50,000	293,455	2,727,937	△17,108	3,054,284
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△113,635		△113,635
親会社株主に帰属する 当期純利益			292,760		292,760
自己株式の取得				△600,004	△600,004
自己株式の処分		△23		1,659	1,636
その他		△3	△785	2	△786
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△26	178,339	△598,342	△420,029
2026年2月28日残高	50,000	293,429	2,906,276	△615,450	2,634,255

	その他の包括利益累計額					株式 引受権	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計				
2025年3月1日残高	51,770	5,035	901,059	23,827	981,693	-	80	187,154	4,217,445
会計方針の変更による 累積的影響額									5,766
会計方針の変更を反映した 当期首残高	51,770	5,035	901,059	23,827	981,693	-	80	187,154	4,223,212
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△113,635
親会社株主に帰属する 当期純利益									292,760
自己株式の取得									△600,004
自己株式の処分									1,636
その他									△786
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,892	△412	△16,274	17,072	4,277	225	△80	△159,410	△154,987
連結会計年度中の変動額合計	3,892	△412	△16,274	17,072	4,277	225	△80	△159,410	△575,017
2026年2月28日残高	55,662	4,622	884,784	40,900	985,971	225	-	27,743	3,648,195

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 140社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、SEJ Asset Management & Investment Company、7-Eleven International LLC、7-Eleven Stores Pty Ltd、株式会社セブン・フィナンシャルサービス

当連結会計年度において、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルの3社が保有する株式会社セブン銀行（以下、「セブン銀行」といいます。）の株式の一部もしくは全部について、セブン銀行が公表した自己株式買付けに応じたことに伴い、セブン銀行及びその子会社9社は連結の範囲から除外され、セブン銀行は持分法適用会社となりました。

当社は、Bain Capital Private Equity, L.P.及びそのグループ会社が設立する買収目的会社である株式会社BCJ-95の完全子会社である株式会社BCJ-96に対して、当社の完全子会社である株式会社ヨーク・ホールディングス（以下、「ヨークHD」といいます。）の本社機能及び当社グループの食品スーパーマーケット事業及び専門店・その他事業に属する当社の連結子会社22社及び持分法適用会社7社の計29社の管理機能その他全ての事業に係る権利義務（ヨークHDが直接保有する株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ロフト、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ（現株式会社デニーズジャパン）、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク（現株式会社クリエイトリンク）及び株式会社シェルガーデンの全株式を含みます。）を、株式会社BCJ-96（現株式会社ヨーク・ホールディングス）に対して吸収分割の方法で承継させること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決議し、手続きが完了いたしました。また、同日付で株式会社BCJ-95に対して、本吸収分割の効力発生後に当社の株式保有割合が35.07%となるよう出資を行ったことに伴い、ヨークHD傘下の子会社21社は連結の範囲から除外され、株式会社BCJ-95が持分法適用会社となりました。

上記の他、2社を清算、1社を株式譲渡、1社を吸収合併しております。以上の結果、35社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 13社

主要な会社等の名称

株式会社BCJ-95、株式会社セブン銀行、ぴあ株式会社

当連結会計年度において、上記「1. 連結の範囲に関する事項」に記載のとおり、株式会社BCJ-95と株式会社セブン銀行の2社を新たに持分法適用会社とし、当社の完全子会社である株式会社ヨーク・ホールディングスに属する持分法適用会社7社を除外しました。その他1社を株式譲渡、1社を清算したことに伴い、合計9社を持分法適用会社から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きに関する事項

① 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日より3ヶ月以内に実施した本決算又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

② 債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類作成にあたり、12月31日決算日の連結子会社は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を、また、一部の国内連結子会社は先入先出法を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

（使用権資産を除く）

② 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づく定額法によっております。

③ 使用権資産

一部の在外連結子会社については、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース（Topic842）」を適用しております。これにより、借手は原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しております。使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

なお、上記のうち、ASU第2016-02号「リース（Topic842）」を適用したオペレーティング・リースに係る使用権資産は、償却性資産ではないため、償却相当額を減価償却費ではなく地代家賃として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業関連損失引当金

ネットスーパー事業の撤退に伴い発生する費用及び損失に備えるため、発生見込額を計上しております。

③ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき顧客へ付与するポイントには、購入実績に基づいて付与するポイントと、購入実績以外の事象に基づいて付与するポイントがあります。

このうち、購入実績以外の事象で顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

- ⑤ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。
 なお、当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。
- ⑦ 株式給付引当金 当社及び一部の連結子会社において、取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
- ステップ1：契約の識別
 ステップ2：履行義務の識別
 ステップ3：取引価格の算定
 ステップ4：履行義務への取引価格の配分
 ステップ5：履行義務の充足による収益の認識
- ① セグメント別の収益計上基準
- a 国内コンビニエンスストア事業
 国内コンビニエンスストア事業は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンを中心とした、直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業を行っております。
 当社グループは直営店舗の来店客に対して、加工食品、ファスト・フード、日配食品、非食品を販売しており、これら商品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点において収益を認識しております。
 当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、経営機密や商標等の使用許諾、設備の貸与、仕入協力、広告宣伝、経営相談、商品仕入等についての与信、開業準備、研修や会計・簿記サービス等の役務提供といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されます。また、取引価格が店舗の売上総利益に基づくロイヤルティであるため、当該売上総利益が発生するにつれて、契約期間にわたり収益を認識しております。
 なお、販売促進費用等の顧客に支払われる対価は取引価格から減額しております。

b 海外コンビニエンスストア事業

海外コンビニエンスストア事業は、7-Eleven, Inc.を中心とした直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業を行っております。

当社グループは直営店舗の来店客に対して、加工食品、ファスト・フード、日配食品、非食品を販売しており、これら商品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点において収益を認識しております。

当社グループは店舗の来店客及びディーラーに対してガソリンを販売しており、これら商品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点において収益を認識しております。

当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して商標等の使用許諾、研修の実施、開業準備等、広告宣伝、経営指導、土地・建物・設備の使用許諾等の契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されます。また、取引価格が店舗の売上総利益に基づくロイヤリティであるため、当該売上総利益が発生するにつれて、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、自社における商品販売に関しては、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

米国会計基準を適用する在外連結子会社においては、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

c スーパーストア事業

当社グループのスーパーストア事業は、主として株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル等で構成され、GMS（総合スーパー）事業と食品スーパー事業からなり、食料品や日用品等の日常生活に必要なものを総合的に提供する小売事業を行っております。スーパーストア事業においては、自社における商品販売又はテナントへのサービス提供を実施しております。自社における商品販売に関しては、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点において収益を認識しております。テナントへのサービス提供に関しては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、サービスの提供に伴って収益を認識しております。

なお、自社における商品販売に関しては、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。テナントへのサービス提供に関しては、主に取引価格がテナントの売上高に基づく変動対価である取引が存在しております。

d 金融関連事業

金融関連事業は、銀行業、クレジットカード事業、電子マネー事業、リース事業等を行っております。各サービスの提供から収受する手数料収入に関しては、各取引の発生時点において収益を認識しております。

② 顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションの付与

当社グループは、販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。当社グループは、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分しており、ポイントの利用に応じて収益を認識しております。

③ 本人・代理人の判断

当社グループが商品又はサービスを顧客に移転する前に、当該商品又はサービスを支配している場合には、本人取引として収益を総額で認識し、支配していない場合や当社グループの履行義務が商品又はサービスの提供を手配することである場合には代理人取引として収益を純額（手数料相当額）で認識しております。当社グループでは、消化仕入及びテナントの商品販売に係る収益について、総額から仕入先に対する支払額を差し引いて純額で収益を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップは一体処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利通貨スワップ
ヘッジ対象……………外貨建借入金
- ③ ヘッジ方針 金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化する為にデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の判定を省略しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法で償却しております。
- ② のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんについて、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。
負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。
なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。
- ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。
- ④ 国内及び海外コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理
株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び米国連結子会社の7-Eleven, Inc. (7-Eleven Stores Pty Ltdを含む) は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理方法
北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。
- ⑥ グループ通算制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしていましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

当該連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、当連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、利益剰余金の当期首残高が5,766百万円増加しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで、区分掲記しておりました有形固定資産の「車両運搬具」及び「リース資産」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

のれんの減損テスト

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

海外コンビニエンスストア事業セグメントに含まれるSEJ Asset Management & Investment Company及びその連結子会社において、事業のグローバル展開のために実施した企業結合により、のれんが計上されております。

当連結会計年度末の連結貸借対照表及び連結損益計算書に計上した金額は以下のとおりです。

(百万円)

	当連結会計年度
のれん(注)	2,106,574
減損損失	—

(注) のれんは実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱

い]を適用し、償却後の残高であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① のれん減損テストの方法

SEJ Asset Management & Investment Companyは米国会計基準を適用する在外連結子会社であるため、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、のれんの償却等について連結決算手続上の修正を行っております。また、のれんの減損については米国会計基準に基づいた報告単位の減損テストを実施しております。

同社は米国会計基準に従って、定量的のれんの減損テストを実施する必要があるかどうかを決定するために、定性的評価を行っております。

定性的評価において報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が低いと判断した場合には、定量的のれんの減損テストを行う必要はありません。

一方で、定性的評価において報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いと判断した場合には定量的のれんの減損テストを実施し、その結果、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る場合には、のれんの減損損失を認識します。

同社は当連結会計年度において、上述の定性的評価を実施した結果、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が低いと判断しました。その結果、定量的のれんの減損テストは不要であり、のれんの減損損失の認識は不要と判断しております。

② 主要な仮定

上述の定性的評価は、対象報告単位のマクロ経済状況、業界および市場の考慮事項、コスト要因、全体的な財務実績、その他の関連する企業固有の事象等の現状分析及び将来に係る予測等の重要な仮定が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定は将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、主要な仮定が変化した場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当社及び一部の連結子会社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は2,673百万円、株式数は1,825千株であります。

(執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当社及び一部の連結子会社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、株式付与ESOP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退職時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は1,622百万円、株式数は1,203千株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,658,475百万円

米国会計基準を適用している在外子会社において、ASU第2016-02号「リース（Topic842）」を適用しております。これにより、ASU第2016-02号「リース（Topic842）」を適用したオペレーティング・リースに係る使用権資産の償却相当額は、使用権資産より直接減額されるため、減価償却累計額には含まれておりません。

2. 貸出コミットメント

一部の金融関連子会社においては、キャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	326,004百万円
貸出実行残高	7,079百万円
差引額	318,924百万円

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、融資の中止又は利用限度額の減額をすることができます。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	2,604,555	—	—	2,604,555

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	9,723	284,300	1,147	292,876

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加284,300千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加284,297千株及び単元未満株式の買取りによる増加2千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,147千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式交付による減少1,107千株、新株予約権の行使による減少36千株、持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の減少3千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式3,029千株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月27日 定時株主総会	普通株式	51,980	20円00銭	2025年2月28日	2025年5月28日
2025年10月9日 取締役会	普通株式	61,654	25円00銭	2025年8月31日	2025年11月14日
計		113,635			

- (注) 1. 2025年5月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金82百万円が含まれております。
2. 2025年10月9日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金75百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年5月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

- ① 配当金の総額 57,869百万円
 ② 1株当たり配当額 25円00銭
 ③ 基準日 2026年2月28日
 ④ 効力発生日 2026年5月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金75百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数
普通株式 450,450株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、銀行預金等での運用に限定し、資金調達については、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避及び有利子負債の金利変動リスクの回避又は将来の元金支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定め、リスク管理を実施しております。

受取手形及び売掛金、差入保証金の信用リスクについては、相手先の信用度の継続的なモニタリングに努めるとともに、受取手形及び売掛金については取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及び社債は主に設備投資及びM&Aに係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ALMに基づく管理）を行っております。長期借入金の一部については、金利通貨スワップ取引及び金利スワップ取引による為替変動リスク及び金利変動リスクの低減を図っております。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（次頁（注）を参照ください。）。また、「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産 貸倒引当金 ※1	298,684 △1,837		
	296,846	300,063	3,217
(2) 投資有価証券	93,454	99,365	5,910
(3) 長期差入保証金 ※2 貸倒引当金 ※3	156,727 △112		
	156,614	152,584	△4,029
資産計	546,915	552,013	5,098
(1) 社債 ※4	1,185,486	1,025,511	△159,974
(2) 長期借入金 ※5	908,952	883,911	△25,040
(3) 長期預り金 ※6	13,820	12,079	△1,741
負債計	2,108,259	1,921,502	△186,756

※1. 受取手形、売掛金及び契約資産に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 一年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

※3. 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

※4. 一年内償還予定の社債を含めております。

※5. 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

※6. 一年内返還予定の長期預り金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、資産「(2)投資有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 ※1	46,145
関連会社株式 ※1	211,772
組合出資金等 ※2	12,368

※1. 非上場株式、関連会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2. 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	90,838	—	—	90,838
資産計	90,838	—	—	90,838

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	253,035	47,028	300,063
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,526	—	—	8,526
長期差入保証金	—	152,584	—	152,584
資産計	8,526	405,619	47,028	461,175
社債	—	1,025,511	—	1,025,511
長期借入金	—	883,911	—	883,911
長期預り金	—	12,079	—	12,079
負債計	—	1,921,502	—	1,921,502

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(資産)

投資有価証券

上場株式については、取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、決済が長期にわたるものの時価は、信用リスク等を考慮した元利合計額を残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(負 債)

社債

国内債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、外貨建社債の時価については、通貨スワップの振当処理の対象とされていることから、当該通貨スワップと一体として処理された将来キャッシュ・フローを、同様の国内債を新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理又は金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）の対象とされており、当該金利スワップ又は金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,566円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円81銭 |

- (注) 1. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は3,029千株であります。
2. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は3,458千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他の 事業 (注) 1	計	調整額 (注) 2	外部顧客への 営業収益
	国内コンピ ニエンスス トア事業	海外コンピ ニエンスス トア事業	スーパー ストア事業	金融関連 事業				
日本	908,437	—	670,848	66,999	149,305	1,795,590	1,302	1,796,892
北米	—	7,660,380	—	6,428	—	7,666,808	—	7,666,808
その他の地域 (注) 3	—	601,408	15,823	5,931	1,333	624,497	—	624,497
顧客との 契約から 生じた収益	908,437	8,261,788	686,671	79,359	150,639	10,086,897	1,302	10,088,199
その他の 収益 (注) 4	3,722	294,399	951	42,455	540	342,069	—	342,069
外部顧客 への営業 収益	912,159	8,556,188	687,623	121,815	151,180	10,428,966	1,302	10,430,269

(注) 1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、専門店事業、不動産事業等を含んでおります。

2. 「調整額」の区分は、事業セグメントに帰属しない営業収益であります。

3. その他の地域に属する国は、豪州、中国等であります。

4. その他の収益は、ASU第2016-02号「リース (Topic842)」に基づく収益及び「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく動産及び不動産賃貸収入や、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく金融収益等であります。

5. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年3月1日)	当連結会計年度末 (2026年2月28日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	440,269	296,747
その他	124,706	84,037
契約資産	4	—
契約負債	178,031	70,667

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は支払いに対する権利が無条件になり、請求した時点で営業債権に振り替えられます。契約資産は、連結貸借対照表において「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めております。

契約負債は、主に当社グループが発行した商品券、電子マネー及び付与したポイントやフランチャイズ店から受け取る開業準備費用等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。電子マネー、商品券、ポイント等から生じた契約負債は利用に応じて、フランチャイズ店から受け取る開業準備費用等から生じた契約負債は時の経過に応じて収益を認識することで取り崩されます。当連結会計年度における契約負債の107,364百万円の減少は、主として株式会社セブン銀行及びその子会社、並びに株式会社ヨーク・ホールディングス傘下の子会社が連結の範囲から除外されたことによるものであります。

認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものから認識した収益の金額は107,633百万円であります。なお、過去の期間に充足していた履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は70,145百万円であります。電子マネー、商品券、ポイント等の残存履行義務は利用に応じて、テナントの固定賃料やフランチャイズ店から受け取る開業準備費用等の残存履行義務は時の経過に応じて、おおむね15年以内に収益が認識されると見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以上の取引及び売上高又は使用料に基づくロイヤルティ等の変動対価に関しては上記には含めておりません。売上高又は使用料に基づくロイヤルティは、主にフランチャイズ加盟店より収受するロイヤルティであり、残存契約期間は個々の契約毎に1年から15年にわたります。

その他の注記

企業結合に関する注記

I 事業分離

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年3月6日開催の取締役会において、Bain Capital Private Equity, L.P.及びそのグループ会社（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）が設立する買収目的会社である株式会社BCJ-95（以下、「本SPC①」といいます。）の完全子会社である株式会社BCJ-96（以下、「本SPC②」といいます。）に対して、当社の完全子会社である株式会社ヨーク・ホールディングス（以下、「ヨークHD」といいます。）の本社機能及び当社グループの食品スーパーマーケット事業及び専門店・その他事業（以下、「SST事業グループ」といいます。）に帰属する当社の連結子会社22社及び持分法適用会社7社の計29社の管理機能その他全ての事業に係る権利義務（ヨークHDが直接保有する株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ロフト、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ（現株式会社デニーズジャパン）、株式会社セブン&アイ・クリエイトリック（現株式会社クリエイトリック）及び株式会社シェルガーデンの全株式を含みます。）を、本SPC②に対して吸収分割の方法で承継させること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決議しました。また、2025年9月1日に本吸収分割の手続きが完了いたしました。

当社は、本SPC①に対して、本吸収分割の効力発生後に当社の株式保有割合が35.07%となるよう出資を行うこと（以下、「本再出資」といいます。）を予定しておりましたが、同日付で本再出資が完了いたしました。

これに伴い、SST事業グループに帰属する当社の連結子会社は連結の範囲から除外され、本SPC①が持分法適用会社となりました。

1 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社BCJ-96（現在は株式会社ヨーク・ホールディングスに商号変更）

(2) 分離した事業の内容

スーパーストア事業等

(3) 事業分離を行った主な理由

ベインキャピタルとは、これまで、当社株主及びその他のステークホルダーに向けた価値を顕在化させるべく協議を重ねてまいりました。その結果、世界最大級のプライベートエクイティファンドであるベインキャピタルが有する、これまでの投資実績に裏付けられた小売・消費財業界におけるノウハウ及び資金力を活用することが、SST事業グループの持続的成長に資するものと判断いたしました。

(4) 事業分離日

2025年9月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

ヨークHDを吸収分割会社とし、本SPC②を吸収分割承継会社とする吸収分割

2 実施した会計処理の概要

(1) 持分変動益の金額

26,946百万円

持分変動益の金額は事業譲渡に関連する費用を差し引いています。

(2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 326,088百万円

固定資産 825,324百万円

資産合計 1,151,413百万円

流動負債 258,262百万円

固定負債 114,934百万円

負債合計 373,197百万円

(3) 会計処理

当該資産及び負債の連結上の帳簿価額と売却価額との差額は、特別利益のスーパーストア事業持分変動益に計上しております。

3 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益 837,994百万円

営業利益 23,032百万円

II 事業分離

(子会社株式の一部譲渡)

当社の完全子会社である株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、「セブン・イレブン・ジャパン」といいます。）、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルの3社（以下、「当社子会社ら」といいます。）は、それぞれが保有する当社子会社の株式会社セブン銀行（以下、「セブン銀行」といいます。）の株式の一部もしくは全部について、2025年6月19日付でセブン銀行が公表した自己株式買付けに応じること（以下、「本件譲渡」といいます。）を決定し、本件譲渡が実施された2025年6月24日に子会社の異動が完了しました。本件譲渡により、当社グループのセブン銀行に対する議決権比率は39.9%となりました。

これに伴い、セブン銀行及びその子会社9社は連結の範囲から除外され、セブン銀行は持分法適用会社となりました。

1 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社セブン銀行

(2) 分離した事業の内容

金融関連事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、セブン銀行と協議を重ね、当社とセブン銀行の双方の事業の相乗効果を維持しながらも両社にとって持続的な成長が可能となる施策について十分な検討を行いました。その結果、セブン銀行が今まで以上に自律した経営体制となることで、より一層広がりを持ったパートナーとの協業が可能となり、付加価値の高い事業展開を行い、さらなる飛躍を遂げられること、また経営環境の変化に応じ機動的に様々な資本政策の遂行が可能となり、セブン銀行の企業価値・株主価値の向上に資すると判断したことから、セブン銀行より、2025年6月19日に自己株式の取得を行うことを公表し（以下、「本自己株式取得」といいます。）、当社子会社らは、それぞれが保有するセブン銀行の株式の一部もしくは全部について、本自己株式取得に応じることを選定いたしました。

これによりセブン銀行及びその子会社は、当社の連結子会社から除外されますが、当社としては引き続き

セブン-イレブン・ジャパンがセブン銀行株式の一定数を保有することにより金融事業との相乗効果が保持できるとともに、コンビニエンスストア事業にさらに注力することで成長を加速させ、企業価値・株主価値を最大化できるものと考えております。

- (4) 事業分離日
2025年6月24日（みなし譲渡日2025年8月31日）
- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2 実施した会計処理の概要

- (1) 譲渡益の金額
1,889百万円
- (2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
- | | |
|------|--------------|
| 流動資産 | 1,362,660百万円 |
| 固定資産 | 236,942百万円 |
| 資産合計 | 1,599,602百万円 |
| 流動負債 | 1,259,742百万円 |
| 固定負債 | 52,343百万円 |
| 負債合計 | 1,312,086百万円 |

- (3) 会計処理
当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額は、特別利益のその他に計上しております。

3 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益	81,982百万円
営業利益	15,303百万円

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書 (2025年 3月 1日から 2026年 2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2025年3月1日残高	50,000	875,496	253,930	1,129,427	171,857	171,857	△17,061	1,334,223
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△113,635	△113,635		△113,635
当期純利益					119,355	119,355		119,355
資本準備金の取崩し		△450,000	450,000	-				-
自己株式の取得							△600,004	△600,004
自己株式の処分			△23	△23			1,659	1,636
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	△450,000	449,976	△23	5,719	5,719	△598,344	△592,648
2026年2月28日残高	50,000	425,496	703,906	1,129,403	177,577	177,577	△615,406	741,574

	評価・換算差額等		株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
2025年3月1日残高	15,413	15,413	-	49	1,349,685
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△113,635
当期純利益					119,355
資本準備金の取崩し					-
自己株式の取得					△600,004
自己株式の処分					1,636
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,840	4,840	225	△49	5,016
事業年度中の変動額合計	4,840	4,840	225	△49	△587,632
2026年2月28日残高	20,253	20,253	225	-	762,053

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
 - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産
（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費
原則として支出時に全額費用処理しております。ただし、繰延資産に計上した場合には、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 関係会社事業関連
損失引当金
ネットスーパー事業の撤退に伴い発生する費用及び損失に備えるため、発生見込額を計上しております。
 - (4) 株式給付引当金
取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
（前払年金費用）
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準
持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理料、業務受託料及び受取配当金となります。経営管理料及び業務受託料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の判定を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない子会社株式

1,681,518百万円

市場価格のない関連会社株式

100,702百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額である実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をしております。

なお、当事業年度において、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式のうち、実質価額が著しく低下しているものの減損処理をしていない株式はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	131百万円
未払事業税・事業所税	16百万円
未払金・未払費用	1,062百万円
関係会社事業関連損失引当金	1,010百万円
繰越欠損金	55,824百万円
減損損失否認額	4,057百万円
関係会社株式評価損	4,885百万円
株式給付引当金	197百万円
譲渡損益調整資産	137百万円
その他	166百万円
繰延税金資産小計	67,490百万円
評価性引当額	△43,366百万円
繰延税金資産合計	24,123百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△881百万円
その他有価証券評価差額金	△9,322百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△10,208百万円
繰延税金資産の純額	13,914百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	8百万円
1年超	10百万円
合計	18百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 セブン&アイ・ フィナンシャル センター	所有 直接 100	資金の預入 及び借入 役員の兼任	資金の預入 (注) 1	4,347,101	関係会社 預け金	3,748
				預け金利息 (注) 1	52		関係会社 短期借入金 未払費用
				資金の借入 (注) 1	4,009,000		
				借入金利息 (注) 1	3,170		32
子会社	株式会社 セブン・イレブン・ ジャパン	所有 直接 100	役員の兼任	経営管理 (注) 2 業務の受託 (注) 3	3,211 886	未収入金	20,519
				グループ通算納 税に伴う受取予 定額	18,575		
子会社	株式会社 セブン・フィナン シャルサービス	所有 直接 100	固定資産の リース	リース債務の 支払 (注) 4 リース支払利息 (注) 4	6,231 284	短期リース 債務 長期リース 債務	6,034 16,681
関連会社 の子会社	株式会社 イトーヨーカ堂	所有 間接 35.07	—	業務の受託 (注) 3	1,027	未収入金	3,114

- (注) 1. 関係会社預け金及び関係会社借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。
2. 経営管理料については、当社グループの規定に基づき、各子会社の事業規模に応じた負担割合により決定しております。
3. 業務受託料については、当事者間の交渉により決定しております。
4. リース取引については、一般取引条件を参考に協議の上決定しております。
5. 2025年9月1日付の吸収分割により株式会社イトーヨーカ堂は、子会社から関連会社の子会社に属性が変更になりました。なお、取引金額については子会社であった期間も含めて記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 329円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 48円44銭 |

- (注) 1. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は3,029千株であります。
2. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は3,458千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。